

# HICARE 講演会運営等業務 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

HICARE は、人類で最初に原子爆弾による惨禍を被った被爆者の尊い犠牲をもとに蓄積してきた被爆者医療や放射線障害の研究の成果を、世界の放射線被ばく者への医療に役立ててきた。

県民・市民に対して、放射線被ばく者医療に関する国際協力推進の意義・必要性を理解してもらおうとともに、平和な世界の希求への思いを新たにってもらうことを目的とした講演会を開催する。

### (2) 業務内容

別紙「HICARE 講演会運営等業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和6年12月31日まで

### (4) 予算額

1,339 千円

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年8月30日（金） 午後5時

### (2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和6年9月3日（火） 午後5時

### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年9月4日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

### (4) 提案書提出場所及び期限

#### ① 提案書提出場所

HICARE 事務局（広島県健康福祉局被爆者支援課内）

#### ② 提案書提出期限

令和6年9月6日（金） 午後5時

#### ③ その他

ア 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。提案書の提出後、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

ウ 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
    - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）
    - イ 企業・団体の概要（様式第2号）
  - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
  - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
  - ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（様式第3号）により提出すること。
  - ② 質問書は、電子メールにより、件名を「HICARE 講演会運営等業務についての質問」として、次の送信先アドレスに送信すること。  
また、送信後、次の連絡先電話番号に電話連絡を行うこと。  
送付先アドレス： m-yorioka74258@pref.hiroshima.lg.jp  
連絡先電話番号： 082-228-9901（ダイヤルイン）（HICARE事務局）
  - ③ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (7) 提出された提案書について  
提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について  
最優秀提案者として選定されなかった提案者に対しては、その旨を書面により通知する。通知を受けた者は、HICARE に対してその理由説明を求めることができる。  
この説明を求める場合は、令和6年9月17日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。この書類に対する回答は令和6年9月18日（水）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件  
業務完了後の一括払いとする。
- (10) 参加者の負担について  
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
  - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

### 3 契約事項

#### (1) 契約について

本業務の公募型プロポーザルによって、審査の結果、最優秀提案者として選定された者を本業務の業務予定者とし、HICARE と業務予定者とで業務内容及び委託料について協議を行い、協議が整った場合に見積書を徴し、契約担当職員が別に定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を、一部変更する場合がある。

#### (2) 契約保証金

免除する。

### 4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）
- (3) 企業・団体概要（様式第2号）
- (4) 仕様書等に対する質問書（様式第3号）
- (5) 提案書提出届（様式第4号）
- (6) 取下願（様式第5号）
- (7) 仕様書
- (8) 別紙 HICARE 講演会開催案
- (9) 提案書作成要領
- (10) 契約書（案）
- (11) 個人情報取扱特記事項
- (12) 別記様式
- (13) 公募型プロポーザル審査基準